

甲種防火管理再講習 開催案内

秋田市防火安全協会

一定規模以上の防火対象物の防火管理者は、甲種防火管理新規講習を修了後、5年以内ごとに再講習を受講することが義務付けられています。

秋田市防火安全協会では、消防法施行規則第2条の3に定める甲種防火管理再講習を、秋田市消防本部、男鹿地区消防一部事務組合消防本部、五城目町消防本部、湖東地区消防本部から委託を受けて、次のとおり開催します。

- 1 日 時 令和6年12月6日（金）14時から16時まで
※受付は13時30分から13時50分まで
- 2 場 所 秋田市山王中島町1番1号
秋田県生涯学習センター 3階講堂
- 3 再講習の受講義務がある防火管理者（次の要件の全てに該当する方）
 - (1) 甲種防火管理新規講習を修了して防火管理者の資格を取得した方
 - (2) 収容人員が300人以上の特定防火対象物で防火管理者に選任されている方
- 4 受講期限
 - (1) 防火管理者に選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した方は、選任された日から1年以内
 - (2) 上記以外の方は、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習の課程を修了した日以後、最初の4月1日から5年以内
(例) 平成31年度（令和元年度）又はそれ以前に講習を修了した防火管理者の方は、令和6年度（令和7年3月31日まで）に再講習を修了する必要があります。
- 5 定 員 60人（定員になり次第、受講申込書の受付を終了します。）
- 6 受 講 料 4,000円（テキスト代金込み。別途、振込手数料がかかります。
なお、受講料は非課税です。）
- 7 申込期間 令和6年11月6日（水）から同年11月12日（火）まで
※ 事前申込みが必要です（講習当日の申込みはできません）。

【申込み手順】

- ① **受講の申込** 以下の書類を受付窓口へ提出してください。
- ア 受講申込書
 - イ 甲種防火管理新規講習又は再講習の修了証（写し）
- ※ 修了証（写し）は、交付年月日が最新のものを提出してください。

【受講申込書の受付窓口】 ※郵送、Eメールでも受付します。

〒010-0951 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 予防課

電話：018-823-4247 E-Mail：fdpm@city.akita.^{エル}lg.jp

※窓口での受付は、土・日・祝日を除く8時30分から17時00分まで

- ② **受講票の送付** 11月21日（木）以降、受講申込書に記載してある電子メールアドレスに受講票を送付します。郵送を希望する方は、受講申込時に返信用封筒（110円分の切手を貼り付けたもの）を提出してください。
- 11月26日（火）15時までに受講票が届かない場合、又は、受付終了等の連絡がない場合は、上記受付窓口にお問い合わせください。
- ③ **受講料の納入** 受講票を受領した後、指定の銀行口座に受講料4,000円を納入（銀行振込）してください。**口座番号は受講票に記入してお知らせします。**※振込手数料がかかります。

受講料の納入を確認するため、受講当日、金融機関の利用明細書や振込受付票、振込証明書など、納入を証明できる書面等を提示してください（コピー可）。
※講習日まで、紛失しないように保管してください。

8 受講時の注意事項

- (1) 駐車場に制限がありますので、公共交通機関のご利用をお勧めします。
また、会場付近（コンビニエンスストア、空地等）での無断駐車はおやめください。（駐車場の混雑等を理由とした遅刻は認められません。）
- (2) 会場は敷地内、館内全面禁煙です。
- (3) 発熱や風邪症状のある方は、来場をご遠慮ください。
※ 欠席する場合は、秋田市消防本部予防課に連絡してください。
- (4) 受講票（印刷したもの）、顔写真付き身分証明書、受講料の納入を確認できる書面、筆記用具を持参してください。
※ 修了証は、身分証明書による本人確認と書面等による受講料の納入確認をした後に交付します。証明書等を忘れた場合は、講習当日に交付できませんのでご注意ください。